

NPM型行政改革の「意図せざる帰結」の分析に向けた準備的考察

——行政学におけるテロワールとセパージュ——

飯塚 俊太郎

1. はじめに

本稿は、2つの目的を持つ。まず、行政学における分析の視座として、「テロワール」(terroir)と「セパージュ」(cépage)という対概念を提示することにある。後にも論じるように、この対概念は、ワイン(葡萄酒)醸造という異分野由来のものである。端的に言えば、テロワールとはブドウの生育する環境や気候、風土を意味するフランス語であり、セパージュとはブドウの品種を指す。ここでは、管見の限り新規に¹、これらを行政学に導入することを意図する。それは、この対概念が、行政を巡る実態あるいは行政学の議論を整理する視座として有効であると思われるからに他ならない。

いま一つの目的は、この対概念を用いて、行政改革の「意図せざる帰結」(unintended consequences)の分析枠組みの構築に向けた準備的考察を行うことである。種々の先行研究を参照しつつ論じられる本稿の結論的含意を先取りして述べれば、行政改革の帰結は「テロワール」と「セパージュ」の掛け合せに依存する、という仮説的見解を提出することにある。ここでの行政改革とは、この数十年來、各国における行政改革の世界的潮流を形成してきたNew Public Management (NPM)型改革が念頭に置かれる。

予め申し述べておけば、敢えて異分野から概念を輸入することは、多かれ少なかれ困難を伴う。それでもそれを試みるのは、後述するように、行政学や政治学における既存の概念や理論では十分に把握しきれないことを扱ったり、それらをメタフィジカルに考察するにあたり、ワインの世界で

育まれたこの対概念が有益な示唆を与えてくれると考え得るからである。

その実、異分野由来の物事を用いて行政や政治の実態を語り、若しくはその分析を行おうとすることは、そう珍しいことでもない。例えば、ラスウェル以来、政策研究はしばしば医学に譬えられ(例えば、佐野2005)、あるいは、ワルドーは基礎医学と臨床医学の喩えを好んで用いたという(片岡1976:28f.)。政策過程論は、「ゴミ箱」や「窓」の比喩を用いることにより、その議論を豊饒なものとし、今やそれは初学者も触れるべきモデルとなっている(例えば、大藪2007)。また、Hood(1994)は、恐竜の絶滅の喩えを通じて政策の変化や終了を説明しようとする。

更に、ワインそれ自体も政治・行政と全く無関係ではない。むしろ、外交儀典においてワインがもたらす意外なまでの影響力と象徴性は、西川(1996, 2007, 2012等)に巧みに描かれている。また、アルコールは、古くから徴税や専売、規制の対象とされてきた。アメリカの禁酒法は規制の極端な例である。そして、西洋文明・文化の主たる基盤を構成する聖書には、葡萄酒が幾度も登場する。例えば、『新約聖書』では、「カナの婚礼」(「ヨハネによる福音」第2章)において、キリストが水を葡萄酒に変化させる奇跡が語られ、「最後の晩餐」の場面(例えば、「ルカによる福音」第22章)では、葡萄酒は彼の血の代替物となる。

かくして、比喩を用いて行政の世界を語ることに、そしてその比喩をワインに借りることの一応の妥当性を前提としたところで、議論を本論へと進めたい。

2. テロワールとセパージュ

本稿の主題であるテロワールとセパージュは、元来、ワイン醸造界における概念である。テロワールは、フランス語で土地を意味する *terre* の派生語である。その原語は *terra* (羅) に求められる²が、その関連語として *territorium* (羅) があり³、そこからの派生語に、政治的に見た所有空間を示す *territoire* (英 *territory*) と、農業的観点から見た *terroir* という仏語がある。『ラルース農業辞典』では、テロワールは、「土地の性質、地域の微気候、斜面の日射などからくる農業上独自の適正」と定義される (Pitte 2009 = 2012 : 265ff)。最終産品たるワインの立場から逆算して見るなら、テロワールとは、「ワインに表現されるブドウ畑の個性」(山下2009 : 50) とも表現できる。ここでは、テロワールをブドウの生育地の風土や環境・気候を意味する用語と理解すれば十分であろう。

一方、セパージュは、ワインとなるブドウの「品種」や「苗木」を意味するフランス語である⁴。ワインには、単一セパージュから精製されたものもあれば、複数のブドウ品種のワインからブレンド (アッサンブラージュ : *assemblage* (仏)) されたものもある。

ここで興味深いのは、テロワールを重視するか、セパージュに重きを置くかというワイン醸造界における考え方の違いの存在である。この点を、昨今の国際的なワインの生産と流通を経営学的な視点から画期的に分析している前田 (2010 : 特に Ch.1) は、ワイン業界の世界的構図を、国毎に「テロワール主義」と「セパージュ主義」に大別する⁵。フランスに代表される大陸欧州の国々が採用するテロワール主義は、ワインの産出されるテロワールを重視する。「どの土地で造られたかが重要」とされ、「ブドウ品種は大地が選択したものであり、大地は時代を超えて存在する対象物」と見なされる (32-33)。具体的には、ボトルのエチケット (ラベル) には、地名や畑の名称が表示される。フランスでは、一定以上のクオリティを意味する AOC ワインについては、

AOC (原産地統制表示 : *Appellation d'Origine Contrôlée*) 法により、テロワールとセパージュの組み合わせが定められている。同法は、産地区画を政令によって定め、そこに植えるセパージュを限定し、他の産地のブドウを使ったり混合することを認めない (山本ほか2009 : Ch.3)。そして、エチケットにはテロワールが表示されるが、使用したセパージュは明記されないことも多い。このテロワールの強調は、EUのワイン法にも見られ、あらゆるワインについて原産国表示が課されているのは勿論のこと、AOP (保護原産地呼称 : *Appellation d'Origine Protégée*, フランスの AOC に相当)・IGP (保護地理的表示 : *Indication Géographique Protégée*, 同じく *Vin de Pays* に相当) といったランクのワインについては、それらの登録名称がラベルへの義務的記載事項となっている⁶。一方、使用したブドウ品種名は、任意的記載事項とされる (山本ほか2009 : Ch.2 ; 蛭原2011)。「AOP ワインとして EU で登録されるためには、ワインの品質および特性が、本質的または排他的に、固有の自然的・人的要素および特別な地理的環境に由来することが必要」であり、IGP ワインの醸造も、AOP ワイン同様、その条件は緩やかながら、「指定された地理的区域内で行われなければならない」(蛭原2011 : 90)。

今一つのセパージュ主義は、「シャルドネ、カベルネ・ソーヴィニオンといった国際ブドウ品種を使用し、かつその土地の日照時間、降水量、気温湿度などの条件をある程度満たせば、テロワールを超えて、おいしいワインを生産できるという思想」であり、この「思想を根底から支えているのが、『ワイン造りを科学して、再現可能な技術を確認することで、品質の高いワインを造ることができる』という大前提」にある (前田2010 : 42ff)。セパージュ主義は、品種は「土地とは違い移動させることは容易」であるから、「優れたブドウ品種の苗木の入手と技術の獲得さえすれば、優れたワインを作れる可能性がある」という立場に立脚する。すなわち、セパージュ主義において、『テロワール主義』の大前提である『産地』は、じつは初期条件ではなく、変数でしかない。人々が手に取るボトルのラベルには、セパージュが中心的に記載される。このようなセパージュ主義を採る国々は、アメリカを先駆と

し、オーストラリア、ニュージーランド、チリなど、アングロ・サクソン系およびいわゆる「新世界」⁷である。彼らは、「産地を限定することなく、優良ブドウを調達し、ブレンドしてメーカーの責任で特徴を出す。これは、産地の特徴を打ち消すことであり、産地の代わりに、消費者にわかりやすいブドウの品種を強調する方向」に向かっている。

同様のことは、Pitte (2009 = 2012 : 278) によっても以下の如く指摘されている。すなわち、「ワインの生産者と消費者とは、二つの世界に分かれている。一方はアングロ・サクソンの啓示を受け、ラベル、開発した会社、すなわち識別しやすいワインに執着する。もう一方はラテン的系統に属し、テロワールの無限の多様性とその微妙に差異を持った生産品を称揚する。(中略) テロワールのワインが複雑さの道をひらくのに対し、工業ワイン、工場で作られたビール、蒸留酒、ソーダは常に一樣の味であり、しらすしらすのうちに馴れを生み出す」。

ここで、本論にとって再確認すべきことは、まず、セパージュとは移植可能な変数であり、テロワールとは、基本的に、人々が俄かには操作することの困難な土壌の要素であるという点である。また、今一つ重要なのは、テロワール志向にせよ、セパージュ志向にせよ、ワインの味や品質は、テロワールとセパージュとの掛け合わせが織り成す、いわば「親和性 (affinity ; affinité)」によって定まり得、両者間の問題は、そのいずれを重視するかという点に認められる、ということである。無論、このことは、日本人が日常的に食するコメの品種と産地の良くある組み合わせを見るまでもなく、他の様々な産品に類推できよう。つまり、その親和性が高いほど、高品質の産品が産出されると考え得る。例えば、良く知られた国際的に普及したセパージュであっても、テロワールが異なれば、異なる味や風味のワインが生み出されるとされたり、むしろ、そうした皆に知られたセパージュから産出されるワインにこそ、如実にそのテロワールが投影されるとも言われる。

3. 先行研究に見るテロワール・セパージュ

3.1 行政学史とテロワール・セパージュ

さて、このワイン界における二つの概念を取って行政学に持ち込むことにはいかなる意義を見出すことができるだろうか。そこでまず、いささか大仰ながら、議論を現代行政学の始まりに辿ってみたい。その誕生を通説的見解に沿ってアメリカ行政学に求めるなら⁸、そのパラダイムはセパージュ志向に立脚していたと言い得る。その証左は、その始祖たる Wilson (1887 : 220) のかの有名な一説に見出せる。すなわち、「もし私が、ある凶悪な男がナイフを上手に研ぐのを見るならば、私は、それで殺人を犯そうとする彼の蓋然的意図を借用せずに、彼のナイフの研ぎ方を借用し得る。同様に、もし私が、徹底的な君主主義者が官庁をうまく管理するのを見るならば、私は、私の共和主義的立場の一つをも変えることなく、彼の執務方法を学び得る」⁹。

繰り返すまでもなく、この比喩を通じた Wilson の主張は、「アメリカの共和主義を守りつつ、君主制のもとで開発された行政技術を学ぶことができる」という点にある (風間編著 2007 : 51)。そもそもアメリカの植民と建国の歴史が示すように、アメリカというテリトリーにおいて、ヨーロッパの君主制というテロワールは対抗すべきアンチテーゼであった。それにもかかわらず、そこから統治手法というセパージュのみを移植することを試み、猟官制等により非効率に陥っていた行政を改革する志向性を持ちながら、現代行政学は芽を出した。こうした点で、このウィルソンの先駆的論文は、現代行政学がセパージュ志向を帯びつつスタートすることを宣言するものであったと解し得よう。

その背景には、組織理論の系譜に属する科学的管理法の影響もあったとされ、そこには、民間企業というテロワールの異なる組織から、その経営手法を行政に取り入れようとする意欲があった。すなわち、政治体制がテロワールなら、行政技術はセパージュであり、後者は科学が適用される領域とみなされた。いみじくも、辻 (1962) では、

科学的管理法を行政に取り入れることを目指したアメリカ行政学の「能率学派」を紹介する中で、「目的を捨象した手段を、私経営から公行政に移植すること」（11：傍点筆者）という表現が用いられている。

無論、ここで留意すべきは、Wilsonにおいて、移植すべきセパージュとは、君主制というテロワールにおける統治手法であったのに対し、科学的管理法を巡っては、民間企業というテロワールにおける経営手法が、行政部門に移植すべきセパージュとして認識されていた点である。この点には、後述もするように、本稿が導入を企図する行政学におけるセパージュ・テロワールの対概念が、あくまでも相対的あるいは対比的な視座を提供するものである点が含意される。

いずれにせよ、「ヨーロッパから行政手法を輸入し、あるいは企業から経営手法を導入したとしても、それは道具を輸入するようなもので、純粋な技術を受け入れるにすぎず、建国の父たちが否定した君主制を肯定するものではない」（風間編著2007：51）—この前提から現代行政学はスタートしたと言えよう。先取りして述べておけば、現代の各国の行政改革を主導してきたドクトリンであるNPMがしばしば科学的管理法の再来と言われる理由の一つは、民間企業というテロワールからその経営・管理手法というセパージュを移植しようとするモチベーションが同一であったからだろう。

しかし、第二次大戦後には、「正統派行政学」として受容されていたそれまでの行政学の伝統は、例えば、Waldoによって、批判されることになる。彼の批判は、正統派行政学が実はアメリカ固有の事情に依拠したものであったという発見にある。曰く、「ヨーロッパを旅行した改革者やそこで学んだ教授たちは、われわれはアメリカの制度や価値に適応するように配慮しつつヨーロッパの行政テクノロジーを輸入すべきであると主張した。そしてある程度、われわれはこれを行った。わが国の人事や予算・財政制度の歴史がこれを証明している。しかし実質的体系的な移転は不可能であった。ヨーロッパの行政諸テクノロジーは、それらが発達した社会・経済・統治制度と密接に関係づけられており、アメリカにおいて単純に模倣されうるものではなかった。この需要の状況の

中で、科学的管理法は供給として存在した。それはアメリカ製で容易に利用でき（中略）広く受け入れられた、真に一流のものであった」（Waldo 1948 = 1986：35）。

つまり、Waldoは、『政治と行政の分離論』に立脚し、行政の部分だけを取り出して科学的に分析できるといった発想自体、アメリカ固有の事情を背景としたもので、そこにはアメリカン・デモクラシーをベースとする独特の価値観が含まれている」（風間編著2007：66）と主張した上で、政治行政分離論を否定し、両者の融合論を示した。それは、あくまでも純粋な行政手段として移植し、「科学」と思われていたはずの現代行政学も、実はアメリカのテロワール依存的だったことの発見と読み取れる。

3.2 政治学の諸先行研究に見るテロワール・セパージュ

ここで、一旦行政学史を離れ、広く政治学における諸先行研究のレビューを通じ、本稿が提示するこの対概念が含意し得るところを概括的に把握しつつ、その射程範囲の可能性を見たい。

まず、テリトリーにおけるテロワールの研究として想起されるのは、Putnam（1993 = 2001）であろう。同書は、1970年代のイタリアに、州制度が導入されて以降、州ごとの制度パフォーマンスにバリエーションが現れたことを見出し、その理由を、ソーシャルキャピタルという著者一流の概念に求める。そしてイタリア北部の各州は、その地のソーシャルキャピタルが高いがゆえに高い制度パフォーマンスを発揮できたのに対し、南部ではこれと真逆の現象が見られたことを実証する。彼の主張を本稿の概念を使って換言するなら、一斉導入された州制度は、一気に移植された制度的セパージュであり、ソーシャルキャピタルは、いわば、テロワールを示す指標である。そして制度パフォーマンスとは、最終製品としてのワインの品質に相当する。彼は、更に、南北間のこのテロワールの差異の原因を、かつて都市国家で構成されていた北部には自己統治の伝統があったのに対し、南部は旧王国地域であった、という現代人にとってははや操作不能な歴史的要因に求めた。彼の含意は冷静で、言うなれば、南部のソーシャルキャピタルの上昇には、百年千年単位の年

月を要するという冷めた見方を採る。まるで、太古の地殻変動が現代の生産者に与えたテロワールが、今晚の外交儀典で供されるワインのクオリティを定めるかの如くである¹⁰。

36か国の民主主義の実態を整理したLijphart (1999 = 2005) の研究は、テロワールと原義を同じくするテリトリー各々における民主主義に多様性が見られることの実証的な発見と解し得る。すなわち、彼は、民主主義という一見同一の政治体制においても、そこにはバリエーションが見られることを指摘し、36か国を多数決型民主主義国とコンセンサス型民主主義国とに大別する。本稿の関心からは、社会的な争点次元数が有効政党数と高い相関を持ち、それと強い連関を持つ選挙制度が、民主主義体制の類型を規定する主たる変数の一つである、という主張が興味深い。社会的な争点次元（社会経済、宗教、文化・民族など）数は有効政党数という変数を構成する内在的な要素として扱われて議論が展開されるものの、そもそも、そうした争点次元とは、俄かには現実的な操作の困難な変数だからである。このことは、本稿の概念を用いるなら、そのテリトリーの具備するテロワールが、結果的に、その地の民主主義の在り様を定めることを示唆しているとも解せよう。セパージュとテロワールとの親和性の様相によりワインの味や質の異なるが如く、民主主義も、各テリトリーにおけるテロワールとの親和性の中から、複数のパターンに多様化していることが見出されている。このLijphartの分類に示唆を得ているのが、Pollitt and Bouckaert (2004, 2011) の公共部門改革の比較研究である。彼らは、近年の先進諸国の公共部門改革を比較する中で、Lijphartの多数決型民主主義国とコンセンサス型民主主義国の類型を援用している。

福祉国家論における「収斂論 (convergence)」と「多様性論 (divergence)」も、セパージュとテロワールの対比から説明され得よう。良く知られるように、福祉国家論には、少なくとも二大系譜が認められる (Esping-Andersen 1990 = 2001 : 記者解説 ; 西岡2005 ; 堀田2007等参照)。その一つが、経済成長と福祉国家の発展が直線的 (linear) な関係にあるとする収斂論の立場である。Wilensky (1975 = 1984) が代表的であり、ここでは福祉国家の発展は、経済水準を中心とし

た社会経済的要因によって規定されるといういわば単線論的な見方が採られた。これに対するのが、福祉国家は各国の文脈によって複数のレジームに分類できるとする多様性論である。その隆盛に先鞭をつけたEsping-Andersen (1990 = 2001) は、政治制度や社会構造あるいはイデオロギーが福祉国家の諸相を規定する見方を実証的に展開した。すなわち、階層間連合といった政治的要因や歴史的遺制によって、福祉国家レジームはクラスター化されると主張し、各国の福祉国家像の多様性を浮き彫りにした。言うなれば、収斂論では、福祉国家プログラムという単一のセパージュが経済発展に伴い拡大的に移植されるかの如くみなされたのに対し、多様性論では、福祉国家の在り様は、むしろ各国における歴史的・社会構造的なテロワールに依存することが示されたと解し得る。

また、政治行政研究からは若干離れるものの、歴史学・人口学者Toddは、伝統的な家族制度によって、各国の社会的価値観や社会・政治制度が規定されることを、綿密な実証研究によって示している。家族制度というテロワールを独立変数として前面に押し出す主張である。例えば、外婚制共同体家族と共産主義との繋がりが深いことを発見する (例えば、Todd 1999 = 2008 など)。近著 (Todd 2011) では、各国の家族制度が多様化した原因についても論を広げているという¹¹。

加えて、テロワールと派生語の関係となるテリトリーに関連するところでは、近年の日本の政治学研究における空間への着目にも目を向けておきたい (原2012 : 14ff 参照)¹²。例えば、過去あるいは現在の権力者の公邸・私邸や権力機構の建物など、それ自体政治的な場を取材した御厨 (2010) がまず挙げられる。また、原 (2003, 2007) や原 (2012) は、「空間」が「政治」を形成するという立場から、それぞれ、皇居前広場、団地といった「空間」が生み出した「政治」を描いている。ここには、かつて独裁者が全体主義の正統性を補うべく、上からの政治思想にのっつて都市改造を行ったという、いわば「政治」が「空間」を形成したのとは逆のベクトルが見出される。原 (2012) では、戦後日本において団地という空間と、そこに住まう人々が編み出した政治の在り様が描写され、その中では、首都圏や大阪圏内の各地の政治風土についても様々な指摘がな

されている。例えば、戦後、初の東京都杉並区長選にアナキストが当選したことを巡って、「こうした人物を当選させた中央線沿線の政治風土には、やはり注目しないわけにはいかない。丸山眞男の有名な言葉を使うなら、そこには社会の諸制度を所与の『自然』として考えるのではなく、人間によって構築された『作為』の産物として考える政治観があったからである」(109)と述べられる。ここでは、政治風土というものは、一定の空間に住む人々に意識的・無意識的に共有されている政治的なテロワールとして捉えられている。早計に過ぎることを承知で述べれば、この「自然」と「作為」のいずれに比重を置くかという見方は、テロワール志向とセパージュ志向との相似形を連想させるように思われる。

このように、テロワールやセパージュに相当する観念や議論は、既に様々な先行研究で様々な想定され、提出されているところであり、本稿の対概念は、こうした既存研究をメタに解釈する視座を提供し得る。

3.3 政策移転論・波及論とテロワール・セパージュ

ここまで、この対概念の射程範囲の可能性を検討してきたが、この対概念が良く適合し、かつ類似の議論を展開してきたのは、政策移転論あるいは波及論であろう。政策移転論・波及論の先行研究(例えば、Dolowitz and Marsh 1998, 2000; Dolowitz 2000; 伊藤2002; 秋吉2007; 松岡2007 a, bなど)が既に示すように、新規の政策や制度の導入が検討される時、あるいは、行政改革の際には、他のテリトリーでの事例が参照されることが多い。後にも論じるように、ここで政策移転・波及に言及するのも、NPM型改革がその典型例と言えるからである(例えば、Common 1998)。

こうした移転や波及における提供者と受容者は、例えば、臓器移植におけるドナーとレシピエントという関係に相似しよう¹³。つまり、ドナーの臓器は移転する政策にあたり、レシピエントとは受容する側の政府部門である。本稿の用語でいえば、前者はセパージュに相当し、後者にはテロワールが具備される。臓器移植の場合、両者の親和性がなければ、拒絶反応を起こす故、ドナーの臓器とレシピエント側との適合性が重要であると

される。ただし、臓器移植のケースと、我々の議論対象である社会的な改革の場合とにおける主たる相違点の一つは、移植されるものの「品種改良」をなし得るか否かである¹⁴。セパージュたる政策や制度をアイデアとして移転する際には、往々にして、レシピエントのテロワールに合わせてその「品種改良」がなされる。実際、制度や政策の移転時は、受容側の政府が自らのテロワールに合うようにアレンジして受容することが常だろう。

こうしたアレンジの程度について、政策移転の代表的研究者であるDolowitz and Marsh (1998, 2000)やDolowitz (2000)では、移転元の政策と移転先の政策がどの程度同種のものになっているかによって、複写(copying)、模倣(emulation)、混合(combination)、刺激(inspiration)の4段階に分けられるとする。また、受容側の政府部門が自発的に政策移転を行う場合と強制的に移転を要求されるケースがあることも指摘される(松岡2007 a, b)。

この関連として、Common (1998)は、NPM型改革の国際的普及について、政策移転の見地から議論し、更にその際、国際機関が果たす役割に着目している。また、マネジメント改革において国際的に流行している改革原理やドクトリンの「翻訳」(translation)に関する研究成果も見られる(牧原2009; Smullen 2010a, b; Sahlin-Andersson 2003)。ここでの翻訳とは、言説を構成する言語の差異とそれに伴う受容の差異(牧原2009: 27)、あるいは、マネジメントの流行といったアイデアが、各国の政治行政的コンテクスト間を飛び交う中で変容する態様(Smullen 2010b: 945)といったことを意味する。すなわち、国際的に流行している改革ドクトリンは、受容側のテリトリーを構成する政府や社会が備えているテロワール(憲政体制、民主主義の在り様、政治風土、歴史的背景、文化的背景等)に沿って「翻訳」・「品種改良」を施された上で受容される。こうしたことは、政策波及あるいは政策移転において、社会経済的要因や政治的要因、地理的要因等が鍵となるという先行研究の知見(松岡2007a, b等参照)とも整合的と言えよう。

4. NPM型行政改革の「意図せざる帰結」とテロワール・セパージュ

4.1 国際的移転・波及現象としてのNPM

さて、ここで今一度行政学史に戻れば、国家と社会が自同化（片岡1976）し、Waldoの著作名の如く「行政国家」化した先進諸国政府は、福祉国家としてその社会的役割を拡大することとなる。諸国の政府部門はやがて70年代、80年代に公財政の肥大化と財政赤字に直面する。かかる文脈下で登場したのが、後にHood（1991）によってNPMと命名されることになる一連の改革ドクトリンであり、この数十年來、国際的に各国の行政改革にて標榜されてきた。NPMは体系的理論というよりもむしろイギリス行政学一流のドクトリン（牧原2009）の一つである。そしてそれは、「かつての科学的管理法の主張がそうであったように、企業の経営管理方式やそれを支える考え方を公共部門に適用・導入し、硬直化した伝統的な行政スタイルを現代化しようとする実践的な一連の改革・改善方針である」（今村ほか1999：263）。

そうしたNPM型改革の特徴は、ある種の流行として、国際的に移転・波及して展開されてきた点にある（ごく一例として、McLaughlin et al. eds. 2002; Christensen and Lægread eds. 2010）。Hood（1991）がNPMというタームを造語したのには、それまでのアングロ・サクソン諸国の改革の方向性を纏め上げる分析的な意義があったが、その後は、かかるアングロ・アメリカンの香りを漂わせながら（例えば、Hood 1996）、ある種の嚮導概念（牧原2009：27）として各国の行政改革で標榜されることになる。

すなわち、NPMは、「基本的に市場経済のもとにおける経営管理の改善を主眼とする考え方であるから、公私部門の差異は重視せず、国々の文化的背景の違いも考慮に入れることがない。市場経済が発達している所ではどこでも当てはまるという思い込みの上に成り立っている」（今村ほか1999：263）。NPMが科学的管理法の再来としばしばみなされるのは、前述の通り、民間企業というテロワールから、その管理手法というセパージュを移植しようとするモチベーションが同一で

あったことのみならず、それが、遍在的に量産可能なセパージュの如く扱われた点にも求められるだろう。Hood（1991：8）は、そのポータブル性・普及可能性や、政治的中立性・脱政治性に、NPMが一見普遍的に捉えられる要因を求めている。

NPM的手法が実際に普及した理由も、この点と関連すると言えよう。つまり、その汎用性、言い換えると、（一瞥したところの）移植の「しやすさ」、あるいは「わかりやすさ」である。人は、ボルドーワインあるいはボルドーのX地区やYシャトーの葡萄酒と言われても、それが通常アッサンブラージュに基づくこともあり、味の想像をし難いと感じるのに対し、シャルドネ種、カベルネ・ソーヴィニオン種のワインと言われると味の想像が容易であると感じ、あるいは、容易であるかの如く誤解する。その実、NPM型改革も実像は様々であり、各国・各地域に当然多様なバリエーションがあるはずだが、往々にして、NPMという単一セパージュの如く括られて議論されがちと言える。

今一つ、NPMが広まった理由として、NPMの改革手法の導入と普及が、公共部門のマネジメントコンサルティングのビジネス化と付随していたという観点も挙げられる（Martin 2005）¹⁵。そこには、改革の助っ人を欲する各国政府部門というクライアントがあり、コンサルティングファームという商人の姿があった¹⁶。改革の背景的推進役としてのOECD等国際機関の存在も見逃せない（例えば、Common 1998）。こうしたNPMの特徴は、古くからワインを日常的に飲用してきた大陸欧州の国々とは異なり、前田（2010）のいうところのセパージュ主義の新世界では、そもそもビジネスを意図した消費財として産出すべくブドウ栽培用の土地が求められた、という対比を連想させる。すなわち、NPMがそうした特殊利益に適うものとしても捉えられ得るというその商業性（Hood 1991：9）と、NPMのセパージュ志向という属性とを結びつけることは、あながち不可能ではないだろう。

なお、NPMなど、行政学におけるドクトリンは、各国の諮問機関を通じて、現実の行政に適用されることが多い（牧原2009）。そうした諮問機関あるいはその事務局にて、先に見たような、他

国・他地域のドクトリンやアイデアの品種改良や翻訳が行われ得ることを見逃すべきでないことは、改めて付言しておくべきだろう。

4.2 NPM型改革の「意図せざる帰結」を巡る仮説の導出

NPM型改革の象徴として、例えば、政策の企画立案と実施執行を分離する発想から生まれた、行政組織のエージェンシー化が挙げられる (Talbot 2004b ; Pollitt and Talbot eds. 2004 など)。英国を先駆者とし、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、ノルウェー、スウェーデン等の各国で創設された (Pollitt et al. 2004 ; Pollitt and Talbot eds. 2004 ; Talbot 2004a ; Smullen 2010a など)。日本でも、2001年に独立行政法人制度が発足し、国立大学も法人化され、また、地方独立行政法人制度も創設された (棚橋 2010)。独立行政法人の導入時に参照されたのはNPMであり、具体的にはイギリスのエージェンシーであった (拙稿2012参照)。Nakano (2004) や内山 (2005) は、独立行政法人制度の構想にあたり、イギリスのエージェンシーに範が取られた際の移転の態様について分析している。

各国のエージェンシーや独立行政法人は、事後評価を受ける代わりに、主務府省との事前の契約の範囲内で自律性や裁量が認められるという制度趣旨にあるが、実際の運用は、必ずしも制度設計通りとは行かず、例えば、その裁量面において公式制度の想定以上の制約が課されていると言い得る (藤原2008 ; 西山2009 ; 拙稿2012)。イギリスのエージェンシーにおいても、それと類似した理念と実態間のパラドックスが指摘されている (久保木2000 ; 毎熊2001, 2002)。また、国家中心ガバナンス論の観点からも、例えば、独立行政法人が文字通り「独立」しているわけでもなく、国立大学法人が法人化以前よりも自律性を高めているわけではないといった現実を眼前にしたとき、「NPM的な分離戦略は、結果として、再中心化戦略を通じた垂直的・水平的調整の必要性を浮かび上がらせ」と解される (西岡2012 : 71)。

確かに、原田 (2005 : viii) が前段として述べるように、「人間の完全な合理性を前提としない限り、『意図せざる結果』の伴わない行政改革などありえないことを考えると、NPMのパラドッ

クスを指摘すること自体にはさほど意味はない」のかもしれない。その実、制度はその設計者の意図をピュアに運用過程に投影するとは限らない (拙稿2012)。無論、当初の制度設計者は万能でも無謬でもない。実際、その現実を前提に、制度や政策の漸進的な改善を目的として、政策評価が研究され、実施されている。とはいえ、NPMなるものが、例えば独立行政法人制度において、あるいは地方政府レベルの諸改革において一定の運用経過を見た今日、そこに意図せざる帰結が存するならば、それが、どのように、あるいはなぜ、招かれたのかを探ることに、少なくとも学問上、一定の意義があると考えられる。

例えば、参議院の制度と過程を分析し、「制度は過程に影響するが、制度設計者が意図した通りとは限らない」ことを実証的立場から論じる福元 (2007 : 186) は、(国会改革や行政改革などの)「制度改革を推奨する (あるいは批判する) には、『制度設計者が意図した通りに、制度は過程に影響する』という命題が正しいこと (あるいは間違っていること) を証明しなければならない。しかし制度改革案の中には、制度の趣旨から論理的には『制度設計者が意図した通りに、制度は過程に影響するはずである』と期待を語る抽象論や、制度の建前から『制度設計者が意図した通りに、制度は過程に影響するべきである』と理念を求める規範論が多い。しかしそれらに先立って必要なのは、制度の現実から経験的に『制度設計者が意図した通りに、制度は過程に影響する』という証拠を示す実証論である」と主張する。

イギリスにおいてNPM導入後一定の時を経た後、NPMのパラドックスを論じる研究が生み出されたように (Hood 2001 ; Hood and Peters 2004 など)、そして、今日、広い意味での現代化 (近代化 : modernisation) のパラドックスが論じられているように (Margetts et al. eds. 2010)、我が国のNPM型改革も導入後一定の経過を経た今、その実態の検証を必要としよう。そうした議論や研究は、ポストNPMを論じる上でも重要な材料となると思われる。

そこで考慮すべきは、やはり、NPMなるものが、国際移転・波及的なセパージュとして広がり、日本にも伝播してきたことであろう。すなわち、制度の成果や帰結を見るに当たり、実際に運

用されている制度自体への着目が重要なのもちろんのこと、我々は、そうした制度発祥の起源にまで立ち戻ること、で、「意図せざる帰結」が生じる要因をより深く掘り下げられると考えられる。この点は、Pierson (2004 = 2010) が、政治学において、歴史や時間、あるいは制度や政策の起源を強調する必要を強く説いているところとも関係する(古地2012も参照)。近年では、例えば、北山(2011)が歴史的制度論の立場から、制度の発展において、その起源や歴史の果たす役割に主眼を置いている。

さて、ここまでの議論を踏まえて、我々は、ワインの味や品質が、セパージュとテロワールの掛け合わせで決まるように、「NPM型行政改革の帰結は、移植されるセパージュと、改革が行われる受容側のテロワールとの親和性によって規定されるのではないか」という仮説を提示することができるだろう。裏返せば、「NPM型行政改革の意図せざる帰結の生じる要因は、テロワールとセパージュの親和性の欠如にあるのではないか」という仮説が導出され得る。

トルストイの小説の冒頭に従って、「アンナ・カレーニナの原則」(Diamond 1997 = 2000: 上233ff)として命名された命題に、「幸福な家庭はどれも似たものだが、不幸な家庭はいずれもそれぞれに不幸なものである」¹⁷ というものがある。この経験則に従うなら、テロワールとセパージュの両者が上手く合致する場合のみにおいて、改革は設計者の意図通りの成果を上げることになると考えられ、逆に、その警句の後段の示すところの「不幸」たる「意図せざる帰結」¹⁸ は、いずれもそれぞれに異なる理由から招かれることになる。その不幸や失敗の要因の複雑性を前に、観察者たる我々は手をこまねいていても仕方がない。そこでNPMの国際的波及性あるいは移植性を念頭に置きながら、意図せざる帰結の類型化に資すると考えられるのが、テロワールとセパージュの対概念の適用である。すなわち、両概念から成る掛け合わせを通じては、意図せざる帰結の発生を巡り、少なくとも、以下の3類型が想定され得る。つまり、1) 移転するセパージュ自体に内在的欠陥がある場合、2) 受容するテロワール側に問題がある場合、3) セパージュとテロワールの化学反応が意図せざる方向に展開した場合、という3パ

ターンである。勿論、これらそれぞれを更に細かく分類することもできるし、それらの複合的要因に帰せられる場合もあろう。

まさに幸福な家庭があらゆる条件を満たした一様に幸せな家庭であるが如く、あるいは、テロワールとセパージュが上手く共鳴して初めて美味のワインが産出されるが如く、NPM型改革が設計意図通りの帰結をもたらすことは、稀有で当為の理想像として描かれることになる。それは、あくまでも当為の姿であるが、学問上は、敢えてその理想型に固執¹⁹してこそ、「意図せざる帰結」という現実の諸相と原因を探究する準備が整うことになると言い得よう。

5. おわりに

確かに、本稿の提示した行政学におけるテロワールとセパージュは、相対的・対比的な対概念であり、両概念を操作化する上での絶対的なメルクマールがあるわけではない。それ故に、反証可能性に開かれない議論の誘発など研究デザインや方法論上の陥穽を招く危険性も孕み得る。他方で、それと表裏一体に、その操作化の柔軟性の高さやメタに活用できる可能性こそ、この対概念の特長であるように思われる。しばしば言われるように、人々が無意識に感じていることを意識的に捉えることを助けたり、現実をデフォルメして把握することにも学問の意義があるとするなら、この対概念は、行政あるいは行政学を巡って人々がそれとなく考えていることを整理し、メタフィジカルに把握する上で、一定の貢献をなし得ると思われる。実際、本稿が複数の先行研究を検討したように、既存研究のメタ分析を行い、あるいはマクロからミクロまで様々なレベルの制度や政策を整理するにあたり、両概念には一定の潜在性が見出せよう。つまり、分析の新たなレンズとしての可能性である。また、これまで議論されてきた機能と構造(Mayntz 1978 = 1986; 縣2001)、コンテンツとコンテキストといった概念をも広く捉えられる幅広な対概念であると思われる。

更に、研究構想上、しばしば何が制度かを特定すること自体が論争的となるが、本稿の対概念で

は、研究対象となる制度が移植される対象なのか、それを受容するレシピエントを構成する側なのかによって、当該制度を研究デザイン上、セパージュともテロワールとも捉えることが可能となる。すなわち、この対概念は、制度や政策を階層的に捉え、そこにセパージュとテロワールの関係性を連続的に見出すことを可能ならしめる。

とはいえ、本稿の提示する概念と、先達の研究との関連性については、より精緻に分析することが求められよう。少なくとも、社会学的新制度論（特に同型化 (isomorphism)）や、歴史的新制度論及びその発展型の観点（例えば、Pierson 2004 = 2010 ; Streeck and Thelen 2005 ; Thelen and Mahoney 2010）、あるいは政策移転論・波及論の知見を更に交えながら、本稿の提出した対概念と仮説を解き解していく作業が、今後の課題の一つと言える。

別の視点から本稿の対概念の可能性を考えるなら、政策立案や制度設計を含む行政における「臨床」においても、学問たる「基礎医学」としての行政研究においても活用し得、更には両者を架橋するという潜在性が挙げられ得る。「同じ葡萄を植えてもテロワールが異なれば全く異質のワインが醸造されるように、ある場所でうまく機能した制度が、他所でそのまま応用され得る保証はどこにもない」（拙稿2009：48）。この「厄介な現実」を眼前にしたとき、セパージュとテロワールの対比への感概は、デザインとしての公共政策（足立2010）や制度設計を実際に担う当事者にとって重要なことであるばかりか、それを観察する研究者にとっても不可欠であろう。

前者について、この対概念が比較的直截的に適用され得るのは、近年多くの地域が試行錯誤している地域活性化を巡ってであろう。ある地域で奏功した地域活性化の手法が、別の地域で上手くいくとは限らない。なぜならテリトリーは各々異なるテロワールを具備するからである。当該地域の土壤に適したセパージュを選び出し、そこに適切な品種改良を加え、あるいはアッサンプラージュを行うことで、「美味しいワイン」を醸造することが地域活性化の要諦と言い得る。このことは、多くの先行研究が示唆している。それでも、地域活性化について、専ら成功例を集め、その模倣を推奨するような指南書も見受けられる。成功

例のみを集めて分析を行い、そこから提言を引き出すことは方法論的な陥穽を内包する（King et al. 1994 = 2004 参照）。本稿が地域活性化を巡って現実的に与えるメッセージがあるとするれば、移植対象となるセパージュだけでなく、それが植えられる側のテロワールにも関心を向ける必要性である。同様に、NPM型の行政改革の当事者にとっては、NPMの国際的な移転・波及の中で、そのセパージュを自らのコミットするテロワールに合致するようにどのように品種改良し、いかに育て上げるのか、という現実的課題が与えられてきたところである。

他方で、観察する側の研究者にとっても、先に述べた「厄介な現実」は、少なくとも2つの課題を提示する。その一つは、国際的に制度や政策が相互参照される今日、それらの帰結を分析する際、その発祥や起源にまで目を向ける必要性である。これは政策過程論が長年取り組んできたことに関わるし、政策移転論が関心を払ってきた部分でもある。また、繰り返しとなるが、Pierson (2004 = 2010) が時間や経路の重要性を強調するところとも関係する。今一つの課題は、観察者が、その観察対象についての説明に用いる理論や分析枠組みを、どこの国・地域由来のものに求めるかという問題である。本稿では詳細に立ち入れないが、行政学・政治学を含む社会科学においては、自然科学と異なり、理論でさえ、あるテリトリーあるいはテロワールに依存している部分が少なくないからである。

本稿の後半では、前半で提示した対概念を用いて、国際的に標榜されてきたNPMドクトリンに依拠した行政改革の「意図せざる帰結」の分析に向けた準備的考察を行った。そして、その諸相と原因を探る上での類型化を試みた。すなわち、テロワールとセパージュの掛け合わせから、意図せざる帰結は少なくとも3パターンに類型化し得ることを示した。類型化それ自体はあくまで記述的推論の範疇に入る営為と言えるが、今後その因果的考察を行っていく上では、制度自体のみならず、その導入過程におけるそのセパージュの移植、品種改良、そして運用までを一体的に辿る必要性が提起される。本稿で提示した対概念と類型を用いて、筆者自身が、例えばエージェンシーを事例とし、その意図せざる帰結の諸相と原因を対

象とした実証的分析の奏功に近接していくことも、今後の課題であろう。

Pitte (2009 = 2012 : 169) は、「世界化に直面した現代は、どんな瞬間にも土地と人間の相違を認めなければならなくなっている。[逆に言えば]風景、言語、風習は常に単一化の危険にさらされており、その結果人類は倦怠と死の危険とむきあう。多様化こそは生命の母であり、テロワールはその自由な発露である」とし、「テロワールのすぐれたワインは、グローバリゼーションにともなう危険の一つである画一化を回避する手段となる」(282) とさえ述べている。こうした見解を巡って、行政改革の視点からは、福祉国家論でも見られたような、NPMの収斂論と多様性論の論争²⁰が想起される。そうした収斂性と多様性に係る考察は、各国で実際に生じた改革の実態のみならず、マネジメント改革についての各国の言説を巡ってもなされるようになっている (Smullen 2010 a, b)。

最後に、NPM型改革に早期に着手したとされるアングロ・サクソン諸国はワイン醸造においても概ねセパージュ主義 (前田2010) を採用する新世界であるのに対し、大陸欧州を中心としたワインにおけるテロワール主義の国々は、概してNPMの遅れた受容者と見なされる、という点も興味深い論点となり得よう。仮に、この相違の共通性を大きなパズルとして設定するならば、もはや行政学・政治学だけでは解き難い大きな研究テーマを構成し得、歴史的・文明的観点を踏まえた一層の省察を要することになる。

[注]

- 1 この新規性は、行政学の形而上的概念に関するものである。EUワイン法研究など、ワイン自体にかかる政策や法律を論じる研究は散見され (例えば、蛭原の一連の著作 (例えば2010, 2011 ; 蛭原・大村2009) や、Colman 2008)、当然そこではワインに関するこうした概念は分析対象とされる。また、ワインを通じてグローバリゼーションを語る文献として山下 (2009) がある。
- 2 *Le Grand Robert de la Langue Française: deuxième édition* ; 小学館ロバール仏和大辞典。
- 3 同上。
- 4 同上。
- 5 「テロワール主義」については、山下 (2009) も参照。
- 6 EUのワイン法は、理事会規則479/2008等に依る (蛭

原2011)。

- 7 歴史学における新世界/旧世界の区別と、ワインのそれとは、いずれもヨーロッパからみた定義の仕方ではあるもの、両者間には幾分かのずれが認められる (山下2009 : 21頁)。
- 8 もちろん、その前史としてドイツ官房学、あるいはフランスの警察学やボナン行政学があったことは言うまでもない (渡邊1995)。Wilsonらのアメリカ行政学が直接・間接に大陸欧州の学問的伝統に影響を受けていたともされる (例えば、Sager et al. 2012)。
- 9 邦訳には、手島 (1964 : 36) を参照した。
- 10 Putnamはアメリカを対象とした別の著書 (Putnam 2000 = 2006) において、数十年単位という比較的短期的な時間幅にて、ソーシャルキャピタルが変化することを示している。
- 11 同氏の講演「家族システムの起源：アジアからヨーロッパにかけて」(2011年9月7日、於日仏会館) も参考にした。
- 12 また、地域や空間を主たる研究対象とする人文地理学の領域において、行政区域としてのテリトリーをモチーフにした研究に、森川 (2008) が挙げられる。
- 13 例えば、NPMの移転には、レシピエント (recipient) 側における西洋型官僚制の存在を前提としているという指摘がある (Common 1998 : 70)。
- 14 その他にも、不可逆性・可逆性の程度や深刻度の差といった相違点が挙げられる。
- 15 Martin (2005) は、行政経営やその改革における国際的なコンサルティング業界の役割や属性を論じたものである。この論点に関する本邦の研究は、管見の限り、ほとんど見当たらない。
- 16 Yamamoto (2004 : 219f.) が、独立行政法人制度の創設を援護した集団の一つに会計士の存在が挙げられること、その理由として、旧来の現金主義ではなく、企業型の発生主義会計を採用する独立行政法人の創設が、会計士にとって新市場の誕生を意味していたことを指摘するのは興味深い。
- 17 邦訳は、『アンナ・カレーニナ』(中村融訳、1989年、岩波文庫) による。
- 18 意図せざる帰結が、転じて、幸せな (happy) ケースともなり得ることは、Margetts et al. eds. (2010) で指摘される。
- 19 この点は、縣 (2001 : 103) に示唆を得た。
- 20 例えば、最近の文献として、Christensen and Lægred eds. (2010)。特にIntroduction及びPart II。

【参考文献】

- 縣公一郎 (2001) 「行政学の現状と課題」『年報行政研究』36, 101-111。
- 秋吉貴雄 (2007) 『公共政策の変容と政策科学：日米航空輸送産業における2つの規制改革』有斐閣。

- 足立幸男 (2010) 『公共政策学とは何か』 ミネルヴァ書房。
- 飯塚俊太郎 (2009) 「シンクタンクを巡る諸概念の整理および日本の現状と展望：公共経営における認識共同体の視座から」 早稲田大学政治経済学部専門演習縣一郎ゼミナール卒業論文、未公開。
- 飯塚俊太郎 (2012) 「NPMにおける裁量志向の理念と現実：独立行政法人制度を事例として」 『季刊行政管理研究』 139, 38-54。
- 伊藤修一郎 (2002) 『自治体政策過程の動態：政策イノベーションと波及』 慶応義塾大学出版会。
- 今村都南雄・武藤博己・真山達志・武智秀之 (1999) 『ホーンブック行政学 改訂版』 北樹出版。
- 内山融 (2005) 「政策アイデアの伝播と制度：行政組織改革の日英比較を題材として」 『公共政策研究』 5, 119-129。
- 蛭原健介 (2010) 「欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について：欧州委員会規則607/2009の概要とその意義」 『明治学院大学法学研究』 88, 103-138。
- 蛭原健介 (2011) 「日本におけるワイン法制定に向けた検討課題：EUワイン法から何を学ぶか」 『明治学院大学法律科学研究所年報』 27, 87-97。
- 蛭原健介・大村真樹子 (2009) 「欧州共同体におけるワイン産業の持続可能性と共通市場制度改革：消費動向および生産調整制度に関する分析」 『明治学院大学法学研究』 87, 23-62。
- 大藪俊志 (2007) 「政策過程分析モデル」 縣一郎・藤井浩司編『コレク政策研究』 成文堂, 195-220。
- 風間規男編著 (岡本三彦・中沼丈晃・上崎哉 共著) (2007) 『行政学の基礎』 一藝社。
- 片岡寛光 (1976) 『行政国家』 早稲田大学出版部。
- 北山俊哉 (2011) 『福祉国家の制度発展と地方政府：国民健康保険の政治学』 有斐閣。
- 久保木匡介 (2000) 「イギリスにおけるNPM改革の連続と断絶」 『早稲田政治公法研究』 64, 167-193。
- 古地順一郎 (2012) 「ピアソンの歴史的制度論」 岩崎正洋編著『政策過程の理論分析』 三和書籍, 115-132。
- 佐野亘 (2005) 「範型としての問題解決型思考」 足立幸男編著『政策学的思考とは何か：公共政策学言論の試み』 勁草書房, 87-128。
- 棚橋匡 (2010) 「日本における地方独立行政法人制度の創設」 『都市問題』 101 (12), 79-91。
- 辻清明 (1962) 「現代行政学の動向と課題」 『年報行政研究』 1, 3-33。
- 手島孝 (1964) 『アメリカ行政学』 日本評論社。
- 西岡晋 (2005) 「福祉国家研究の『栄光の三〇年』」 『早稲田政治公法研究』 80, 171-206。
- 西岡晋 (2012) 「ピーターズ&ピーレのガバナンス論」 岩崎正洋編著『政策過程の理論分析』 三和書籍, 63-80。
- 西川恵 (1996) 『エリゼ宮の食卓：その饗宴と美食外交』 新潮社。
- 西川恵 (2007) 『ワインと外交』 新潮社。
- 西川恵 (2012) 『饗宴外交：ワインと料理で世界はまわる』 世界文化社。
- 西山慶司 (2009) 「独立行政法人制度にみるNPM型改革の影響：独立行政法人評価の実際と独立行政法人整理合理化計画を踏まえて」 『日本評価研究』 9 (3), 55-67。
- 原武史 (2003) 『皇居前広場』 光文社。
- 原武史 (2007) 『増補 皇居前広場』 筑摩書房。
- 原武史 (2012) 『団地の空間政治学』 NHKブックス。
- 原田久 (2005) 『NPM時代の組織と人事』 信山社出版。
- 福元健太郎 (2007) 『立法の制度と過程』 木鐸社。
- 藤原真史 (2008) 「独立行政法人制度：制度設計者の意図と運用」 総務省行政評価局『オーラルヒストリーによる行革プロセスの調査研究報告書』, 117-150。
- 堀田学 (2007) 「社会経済アプローチ：福祉レジーム論・グローバル化」 縣一郎・藤井浩司編『コレク政策研究』 成文堂, 17-38。
- 毎熊浩一 (2001) 「NPMのパラドックス?：『規制国家』現象と『触媒政府』の本質」 『年報行政研究』 36, 177-196。
- 毎熊浩一 (2002) 「NPM型行政責任再論」 『会計検査研究』 25, 103-117。
- 前田琢磨 (2010) 『葡萄酒の戦略：ワインはいかに世界を席巻するか』 東洋経済新報社。
- 牧原出 (2009) 『行政改革と調整のシステム』 東京大学出版会。
- 松岡清志 (2007a) 「政策移転論・政策波及論」 縣一郎・藤井浩司編『コレク政策研究』 成文堂, 169-193。
- 松岡清志 (2007b) 「政策移転の類型化：自治体のバス政策を題材として」 『早稲田政治公法研究』 86, 143-172。
- 御厨貴 (2010) 『権力の館を歩く』 毎日新聞社。
- 森川洋 (2008) 『行政地理学研究』 古今書院。
- 山下範久 (2009) 『ワインで考えるグローバリゼーション』 NTT出版。
- 山本博・高橋梯二・蛭原健介 (2009) 『世界のワイン法』 日本評論社。
- 渡邊榮文 (1995) 『行政学のデジャ・ヴュ：ボナン研究』 九州大学出版会。
- Christensen, T. and P. Lægreid eds. (2010) *The Ashgate Research Companion to New Public Management*, Ashgate.
- Colman, T. (2008) *Wine Politics: how governments, environmentalists, mobsters, and critics influence the wines we drink*, University of California Press.
- Common, R. (1998) 'The New Public Management and Policy Transfer: the role of international organizations,' M. Minogue, C. Polidano and D. Hulme eds., *Beyond the New Public Management: Changing Ideas and Practices in Governance*, Edward Elgar, 59-75.
- Diamond, J. M. (1997) *Guns, Germs, and Steel: the Fates of Human Societies*, W. W. Norton (ダイヤモンド/倉骨彰訳 (2000) 『銃・病原菌・鉄』 草思社；同文庫版 (2012) 草思社)。

- Dolowitz, D. P. (2000) *Policy Transfer and British Social Policy: Learning from the USA?*, Open University Press.
- Dolowitz, D. P. and D. Marsh (1998) 'Policy Transfer: a framework for comparative analysis,' M. Minogue, C. Polidano and D. Hulme eds., *Beyond the New Public Management: Changing Ideas and Practices in Governance*, Edward Elgar, 38-58.
- Dolowitz, D. P. and D. Marsh (2000) 'Learning from Abroad: The Role of Policy Transfer in Contemporary Policy-Making,' *Governance* 13(1), 5-24.
- Esping-Andersen, G. (1990) *Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton University Press (エスピン＝アンデルセン／岡沢憲美・宮本太郎監訳 (2001) 『福祉資本主義の三つの世界』 ミネルヴァ書房).
- Hood, C. (1991) 'A Public Management for All Seasons?,' *Public Administration* 69, 3-19.
- Hood, C. (1994) *Explaining Economic Policy Reversals*, Open University Press.
- Hood, C. (1996) 'Exploring Variations in Public Management Reform of the 1980s,' H. A. G. M. Bekke, J. L. Perry, and T. A. J. Toonen eds., *Civil Service Systems in Comparative Perspective*, Indiana University Press, 268-287.
- Hood, C. (2001) 'Public Service Managerialism: Onwards and upwards, or 'trobriand cricket' again?,' *Political Quarterly* 72(3), 300-309.
- Hood, C. and G. Peters (2004) 'The Middle Aging of New Public Management: Into the Age of Paradox?,' *Journal of Public Administration Research and Theory* 14(3), 267-282.
- King, G., R. Keohane, and S. Verba (1994), *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research*, Princeton University Press (キング他／真淵勝監訳 (2004) 『社会科学のリサーチデザイン』 勁草書房).
- Lijphart, A. (1999) *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, Yale University Press (レイプハルト／粕谷祐子監訳 (2005) 『民主主義対民主主義：多数決型とコンセンサス型の36ヶ国比較研究』 勁草書房).
- Margetts, H., Perri 6, and C. Hood eds. (2010) *Paradoxes of Modernization: Unintended Consequences of Public Policy Reform*, Oxford University Press.
- Martin, D. S. (2005) 'Management Consultancy,' E. Ferlie, L. E. Lynn, Jr., and C. Pollitt eds., *The Oxford Handbook of Public Management*, Oxford University Press, 671-694.
- Mayntz, R. (1978) *Soziologie der öffentlichen Verwaltung* 3. Aufl., C. F. Muller (マインツ／片岡寛光監修・縣公一郎訳 (1986) 『行政の機能と構造：ドイツ行政社会学』 成文堂).
- McLaughlin, K., S. P. Osborne, and E. Ferlie eds. (2002) *New Public Management: Current trends and future prospects*, Routledge.
- Nakano, K. (2004) 'Cross-National Transfer of Policy Ideas: Agencification in Britain and Japan,' *Governance*, 17(2), 169-188.
- Pierson, P. (2004) *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*, Princeton University Press (ピアソン／粕谷祐子監訳 (2010) 『ポリティクス・イン・タイム：歴史・制度・社会分析』 勁草書房).
- Pitte, Jean-Robert (2009) *Le Désir du Vin: À la Conquête du Monde*, Librairie Arthème Fayard (ピット／幸田礼雅訳 (2012) 『ワインの世界史：海を渡ったワインの秘密』 原書房).
- Pollitt, C. and G. Bouckaert (2004) *Public Management Reform: A Comparative Analysis 2nd ed.*, Oxford University Press.
- Pollitt, C. and G. Bouckaert (2011) *Public Management Reform: A Comparative Analysis 3rd ed. - New Public Management, Governance, and the Neo-Weberian State*, Oxford University Press.
- Pollitt, C. and C. Talbot eds. (2004) *Unbundled Government*, Routledge.
- Pollitt, C., C. Talbot, J. Caulfield and A. Smullen (2004) *Agencies: How Governments do things through semi-autonomous organizations*, Palgrave Macmillan.
- Putnam, R. D. (1993) *Making Democracy Work: civic traditions in modern Italy*, Princeton University Press (バットナム／河田潤一訳 (2001) 『哲学する民主主義：伝統と改革の市民的構造』 NTT出版).
- Putnam, R. D. (2000) *Bowling Alone: the collapse and revival of American community*, Simon & Schuster (バットナム／柴内康文訳 (2006) 『孤独なボウリング：米国コミュニティの崩壊と再生』 柏書房).
- Sager, F., C. Rosser, P. Y. Hurni and C. Mavrot (2012) 'How Traditional are the American, French and German Traditions of Public Administration? : A Research Agenda,' *Public Administration*, 90(1), 129-143.
- Sahlin-Andersson, K. (2003) 'National, International and Transnational Constructions of New Public Management,' T. Christensen and P. Lægried eds., *New Public Management: The Transformation of Ideas and Practice*, Ashgate, 43-72.
- Smullen, A. (2010a) *Translating Agency Reform: Rhetoric and Culture in Comparative Perspective*, Palgrave.
- Smullen, A. (2010b) 'Translating agency reform through durable rhetorical styles: comparing official agency talk across consensus and adversarial contexts,' *Public Administration*, 88(4), 943-959.
- Streeck, W. and K. Thelen eds. (2005) *Beyond Continuity: Institutional Change in Advanced Political Economies*,

- Oxford University Press.
- Talbot, C. (2004a) 'The Agency Idea,' C. Pollitt and C. Talbot eds., *Unbundled Government*, Routledge, 3-21.
- Talbot, C. (2004b) 'Executive Agencies: Have They Improved Management in Government?,' *Public Money & Management* 24(2), 104-112.
- Thelen, K. and J. Mahoney eds. (2010) *Explaining Institutional Change: Ambiguity, Agency and Power*, Cambridge University Press.
- Todd, E. (1999) *La Diversité du Monde*, Seuil (トッド／荻野文隆訳 (2008) 『世界の多様性』藤原書店).
- Todd, E. (2011) *L'Origine des Systèmes Familiaux*, Gallimard.
- Waldo, D. (1948) *The Administrative State: A Study of the Political Theory of American Public Administration*, Ronald Press (ワルドー／山崎克明訳 (1986) 『行政国家』九州大学出版会 (訳書は原書第2版による)).
- Wilensky, H. L. (1975) *The Welfare State and Equality: Structural and Ideological Roots of Public Expenditures*, University of California Press (ウイレンスキー／下平好博訳 (1984) 『福祉国家と平等：公共支出の構造的・イデオロギー的起源』木鐸社).
- Wilson, W. (1887) 'The Study of Administration,' *Political Science Quarterly* 2, 197-222.
- Yamamoto, K. (2004) 'Agencification in Japan: Renaming or Revolution?,' C. Pollitt and C. Talbot eds., *Unbundled Government*, Routledge, 215-226.
- <辞典等>
- 『新約聖書 (改訂版)』(1984) フランシスコ会聖書研究所訳注, サンパウロ。
- 『小学館ロベール仏和大辞典』(1988) 小学館ロベール仏和大辞典編集委員会編, 小学館。
- Le Grand Robert de la Langue Française: deuxième édition* (2001) rédaction dirigée par Alain Rey, Dictionnaires Le Robert.

飯塚 俊太郎 (いづか しゅんたろう)

所 属 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程

最終学歴 早稲田大学大学院政治学研究科修士課程

所属学会 日本行政学会, 日本公共政策学会, 政治経済学会

研究分野 行政学, 公共政策研究, 政治学

主要著作 「NPMにおける裁量志向の理念と現実—独立行政法人制度を事例として—」『季刊行政管理研究』第139号, 38-54頁。